

第3章 第6次山口県男女共同参画基本計画の基本目標

1 計画の目指す方向

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合うとともに、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方を選択することができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

2 計画の構成

山口県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「やまぐち未来維新プラン」等を踏まえながら、目指すべき方向の大きな柱とするよう、「3つの基本目標」及び「8の重点項目」の体系により、「施策の基本方向(基本目標)」及び「取り組むべき課題(重点項目)」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていきます。

山口県男女共同参画推進条例の基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③施策等の立案及び決定への共同参画の推進
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立の推進
- ⑤生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥国際社会の動向の勘案

3 計画における3つの基本目標の考え方

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、社会の多様性と活力を高めるために重要です。

そのためには、女性も男性も、仕事と家庭、地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の促進、ニーズに応じた子育て支援策や介護サービスの充実、地域活動への参画などを促進することが必要です。

また、ポジティブ・アクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大の取組を進めていきます。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し多様な生き方を選択することができる社会です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった「固定的な性別役割分担意識」は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感については、多くの分野で「男性優遇」と感じる人が依然として多い状況です。

こうした状況は、多様な生き方を選択することを妨げることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野・世代において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進め、意識の改革を推進し、行動の変革につなげていきます。

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を形成していくうえで、一人ひとりの人権が尊重され、安全にかつ安心して暮らせることが重要です。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶のための取組を推進します。

また、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、多様かつ複合的な困難を抱える人々に対して、安全に安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進します。

さらに、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現に向けて、心身及びその健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

4 施策体系

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目１ 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

- A ワーク・ライフ・バランスに向けた就業環境の整備【※】
- B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援【※】
- C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保【※】
- D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出【※】

重点項目２ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- A 事業者等における女性の参画拡大【※】
- B 行政等における女性の参画拡大【※】
- C 様々な分野における女性の参画拡大【※】

重点項目３ 地域における男女共同参画の推進

- A 地域活動における男女共同参画の推進【※】
- B 農山漁村における男女共同参画の推進【※】
- C 防災における男女共同参画の推進【※】

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会に向けた意識改革と行動変革

重点項目４ 男女共同参画の推進に向けた意識改革と行動変革

- A 県民意識の醸成に向けた取組の推進
- B 人権を尊重した取組の推進
- C 家庭における男女共同参画の推進【※】

重点項目５ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる環境づくり

重点項目６ あらゆる暴力の根絶

- A あらゆる暴力を根絶するための基盤づくり【◆】【★】
- B DV対策の推進【◆】【★】
- C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援【◆】【★】
- D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進【◆】【★】

重点項目７ 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- A 困難な問題を抱える女性への支援【◆】【★】
- B ひとり親家庭等に対する支援【※】【★】
- C 高齢者や障害者等が安心して暮らせる環境の整備【★】

重点項目８ 生涯を通じた男女の健康の支援

- A 生涯を通じた健康づくりの推進
- B 妊娠・出産・産後ケア等に関する健康支援
- C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

【※】は女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

【◆】はDV防止法に基づく都道府県基本計画

【★】は女性支援新法に基づく都道府県基本計画